

葛川漁業協同組合内共第 19 号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、葛川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第 19 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭若しくはオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 11 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第 3 条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
友釣	1 本 ただし、あゆを対象にしたルアーを用いた漁法は禁止とする。
竿釣	1 本
引掛	1 本
投網	1 張

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	漁具・漁法	期 間
あゆ	友釣	左記漁具解禁日から9月30日まで
	引掛	左記漁具解禁日から9月30日まで
	打網	左記漁具解禁日から9月30日まで
あまご	竿釣	左記漁具解禁日から9月30日まで
いわな	竿釣	左記漁具解禁日から9月30日まで

2 前項の公表は、組合に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄に掲げる漁具・漁法は禁止する。

区 域	漁具・漁法
貫井堰堤から中村発電所放水口までの安曇川 安曇川合流点から坂尻橋までの針畑川	引掛、打網

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全 長
あまご	12センチメートル以下
いわな	12センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無

料、小中学校生徒または肢体不自由者のときは、同表に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

令和5年9月1日から9月30日まで		
魚種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ	友釣	年券 期間中 8,000円
		日券 解禁日より10日間 3,000円
		11日目から9月30日まで 2,500円
	引掛	日券 期間中 2,500円
	打網	日券 期間中 3,000円
あまご	竿釣	年券 期間中 8,000円
いわな		日券 期間中 2,500円
令和5年10月1日から		
魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	友釣	年券 期間中 9,000円
		日券 期間中 3,000円
	引掛	日券 期間中 3,000円
	打網	日券 期間中 3,000円
あまご	竿釣	年券 期間中 9,000円
いわな		日券 期間中 3,000円

- 2 遊漁料の納付は、次の表に掲げる場所または組合が指定するオンラインシステムにおいてしなければならない。同表以外の当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、第1項に掲げる額に1,000円を加算した額とする。

名 称	住 所	電 話 番 号
葛川川漁業協同組合事務所 その他組合事務所の掲示板に 掲げる場所	大津市葛川坊村町 237-37	077-599-2120

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証
(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム
又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があった
ときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑と
なる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、法令に基づいて免許官庁から、制限又は禁止された事項は遵守しなければな
らない。

5 遊漁者は、組合の定める事項について遵守しなければならない。

6 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕
量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。